

## 駐在だよりはるにれ

（みんなでつくろう 安心なまち）

### 4月6日から15日まで 春の全国交通安全運動の実施

#### ●子どもたちを交通事故から守ろう！

家庭や地域の大人が手本となつて、基本的な交通ルールを教え、交通安全意識を高めていきましょう。

#### ●高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

交通事故死者数全体のうち、運転中、歩行中共に高齢者が多い傾向にあります。ドライバーの皆さんは、思いやりのある安全運転を心がけましょう。

#### ●自転車の安全な利用を！

自転車は、「自動車の仲間」です！自転車に乗るときは、交通ルールを守りましょう！

#### ●シートベルトは命綱！

自動車に乗ったら、全ての座席で必ずシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう。

#### ●飲酒運転の根絶を！

運転者はもちろん、同乗者、車を貸した者、酒を提供した者にも厳しい罰則が。道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、乗るなら飲まない、そして見逃さない」という強い気持ちで北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

▽駐在だより ほか  
広報とよころ

#### 問合せ先

池田警察署 ☎572・0110  
茂岩駐在所 ☎574・2013  
豊頃駐在所 ☎574・2151  
大津駐在所 ☎575・2002

### 山菜採りによる

### 事故の防止

山菜採りの多くは危険と隣合わせです。家族に行き先を知らせ、万が一に備えましょう。

#### 山菜採りを行う際の注意点

- 行き先と帰宅時間を家族に伝えましょう。
- 無理に山奥に入らないようにしましょう。
- 単独での入山は避けましょう。
- 目立つ色の服装で入山しましょう。
- 非常時の連絡手段として携帯電話を持ち、万が一に備えて非常食、飲料水、防寒着、ホイッスルを携行しましょう。

### 自転車には防犯登録と ツーロックを！

大切な自転車を盗難被害から守るために、備付け錠のほか、丈夫なU字型錠などでツーロックをしましょう。万が一、被害に遭ったときのために、自転車の防犯登録をしましょう。

役場だより

## 献血に

## ご協力ください



公共ポイントが  
100ポイント！

### 献血のご案内

- ▶ 65歳～69歳の方は、60歳から64歳の間に献血されたことのある方に限ります。
- ▶ 献血に協力できる方の基準は次のとおりです。
- ▷ 血圧：最高血圧 90mmHg 以上 180mmHg 未満／最低血圧 50mmHg 以上 110mmHg 未満、脈拍：40回／分以上 100回／分以下、体温：37.5℃未満

| 種別       | 年齢                       | 体重                       |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| 200ml 献血 | 16歳～69歳                  | 男性 45kg 以上<br>女性 40kg 以上 |
| 400ml 献血 | 男性 17歳～69歳<br>女性 18歳～69歳 | 男女とも<br>50kg 以上          |

#### 問合せ先

福祉課健康係  
☎574・2214

### 令和4年度ほけん・ふく しガイドを配布します

今年度予定している「乳幼児健診や予防接種に関する母子保健事業」や「各種検診」、「高齢者の健康、障がい者支援」に関すること等を掲載しています。1年間、大切に保管してご活用ください。

「ほけん・ふくしガイド」は、1世帯1部の配布していますが、複数必要な場合は福祉課健康係までお問合せください。

問 福祉課健康係 ☎574・2214

### 『える夢館出前講座』を ご活用ください

町民の皆さんが、仲間との交流や生きがいを創ることができる学習機会をお手伝いする制度です（5人以上の町民のグループで申請できます）。

「軽スポーツ」や「手づくりみそ」、「ヨガ」など、皆さんの希望にそえる講座を出前しますので、気軽に教育委員会へお問合せください。

問 教育委員会社会教育係

☎579・5801

## 児童生徒就学援助費等 のお知らせ

### 児童生徒就学援助費

お子さんの就学にあたり経済的に困りで、町が定める要件に該当する家庭を対象に学用品費や給食費などの援助を行っています。

就学援助を希望される方は、申請書を直接教育委員会へ提出してください。

提出いただいた申請書をもとに書類審査等を行い、結果については保護者あてに、本認定は5月上旬から中旬頃、年度途中に申請された方には、随時通知します。

また認定を受け、すでに援助費が給付されている保護者においても、世帯の経済状態が好転したときなど、認定が取り消され、援助費の全部または一部の返還が必要になる場合があります。

### 小中学校検定受験料助成金

町内の小中学校に在籍する児童生徒が、次の検定試験を受験した場合、児童生徒の保護者に対し、受験料の全額を助成します。

#### 【助成対象となる検定試験】

- ・英語検定 ・漢字検定 ・数学検定
- ※同年度内において各検定試験につき、1人1回までの助成の対象となります。

#### 【助成金の申請】

- ・町内の小中学校を会場として実施される検定試験を受験する場合は、会場となる学校が手続きを行います。
- ・町内の小中学校以外の会場で実施される検定試験を受験する場合は、保護者が教育委員会で手続きを行う必要があります。

### 高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部等に就学している生徒の保護者に対し、月額7千円の助成金を交付します。中学校等を卒業または終了後、引き続き3年間に限り、対象の生徒が下宿等で本町に住まなくても保護者が居住していれば助成対象となります。また、定時制や通信制の学校でも助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会では把握している保護者へは4月中旬に申請用紙を送付いたしますが、転入等で申請用紙が届かない方については、教育委員会へお知らせください。

### 小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行に対し、本町に居住する保護者を対象に小学校6年生1万円、中学校3年生に2万円を交付します。

※要保護者・準要保護者就学援助、特別支援教育就学援助助成対象者は、当該制度の援助がありますので、交付金の対象になりません。

町内の小中学校に通学する児童生徒については、学校において手続きを行います。特別支援学校小・中部等に進学している児童生徒については、保護者が教育委員会です手続きを行う必要があります。修学旅行出発日の20日前までに手続きをしてください。

## 1万㎡以上の土地を取引したときは 国土利用計画法の届出を！

一定面積以上の土地取引の契約をしたときは、土地権利取得者（譲受人）は国土利用計画法に基づいて、契約締結日から2週間以内に土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村を経由して北海道知事に届け出する必要があります。

### 届出書類

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・委任状（※代理人が届出する場合）

### 届出部数

- ・各3部（添付書類含む）

### 留意事項

- ・豊頃町における「一定面積以上」の土地とは、1万平方メートル以上の一団の土地をいいます。
- ・対象となる土地の権利は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利であり、これらの移転または設定について、対価をもって契約する場合となります。
- ・当事者の一方または双方が、国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合や、滞納処分等の競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は、届出不要となります。
- ・届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期間が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

### 提出先

役場企画課町づくり推進係

▽駐在だより ほか  
広報とよころ

役場だより